



# 消防団の組織概要

令和3年4月1日現在

都道府県名	徳島県	所在地	〒772-0003		
市町村名	鳴門市		鳴門市撫養町南浜字東浜170		
消防団事務所管	消防総務課	電話番号(直通)	088-684-1644	FAX	088-685-4313
消防団名	鳴門市消防団	メールアドレス	<a href="mailto:svobosomu@city.naruto.i-tokushima.jp">svobosomu@city.naruto.i-tokushima.jp</a>		

組織	分団数	43	分団	ホームページURL																																													
	うち機能別分団数	0	分団	SNSアカウント																																													
	方面隊数	0	隊																																														
	部数	0	部	【組織概要図】																																													
	班数	0	班																																														
団員数	条例定数	1,070	人	<table border="1"> <tr> <td>団長</td> <td>副団長(撫養地区)</td> <td>木津神分団</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>南浜分団</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>斉田分団</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>黒崎分団</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>桑島分団</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>川東分団</td> </tr> <tr> <td></td> <td>副団長(里浦地区)</td> <td>3分団</td> </tr> <tr> <td></td> <td>副団長(鳴門地区)</td> <td>5分団</td> </tr> <tr> <td></td> <td>副団長(瀬戸地区)</td> <td>5分団</td> </tr> <tr> <td></td> <td>副団長(大津地区)</td> <td>8分団</td> </tr> <tr> <td></td> <td>副団長(北灘地区)</td> <td>4分団</td> </tr> <tr> <td></td> <td>副団長(堀江地区)</td> <td>8分団</td> </tr> <tr> <td></td> <td>副団長(板東地区)</td> <td>3分団</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>女性分団</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>機能別団員</td> </tr> </table>	団長	副団長(撫養地区)	木津神分団			南浜分団			斉田分団			黒崎分団			桑島分団			川東分団		副団長(里浦地区)	3分団		副団長(鳴門地区)	5分団		副団長(瀬戸地区)	5分団		副団長(大津地区)	8分団		副団長(北灘地区)	4分団		副団長(堀江地区)	8分団		副団長(板東地区)	3分団			女性分団			機能別団員
	団長	副団長(撫養地区)	木津神分団																																														
			南浜分団																																														
			斉田分団																																														
			黒崎分団																																														
			桑島分団																																														
			川東分団																																														
	副団長(里浦地区)	3分団																																															
	副団長(鳴門地区)	5分団																																															
	副団長(瀬戸地区)	5分団																																															
	副団長(大津地区)	8分団																																															
	副団長(北灘地区)	4分団																																															
	副団長(堀江地区)	8分団																																															
	副団長(板東地区)	3分団																																															
		女性分団																																															
		機能別団員																																															
	実員数	900	人																																														
	男性団員数	890	人																																														
	女性団員数	10	人																																														
	基本団員数	893	人																																														
	大規模災害団員数	0	人																																														
	その他の機能別団員数	7	人																																														
職業構成別団員数	国家公務員	2	人																																														
	地方公務員	14	人																																														
	都道府県職員	8	人																																														
	市区町村等職員	6	人																																														
	特殊法人等公務員に準ずる職員	14	人																																														
	農協職員	0	人																																														
	日本郵政グループ	4	人																																														
その他	866	人																																															
ポンプ	普通消防ポンプ自動車		台																																														
	水槽付消防ポンプ自動車		台																																														
	小型動力ポンプ付積載車		台																																														
	小型動力ポンプ(車両に積載していないもの)		台																																														
	手引き動力ポンプ		台																																														
消防団活動事例・PR等																																																	
報酬	報酬額(階級:団員)	年額	13,500	円																																													
	(参考)交付税単価(階級:団員)	年額	36,500	円																																													
出動手当	火災	2,100	円																																														
	風水害等の災害	2,100	円																																														
	(参考)交付税単価	7,000	円/回																																														

※1:「消防団の組織概要等の調査」による

※2:出動手当について、出動1回あたりの手当の額を定めている場合はその額を記載している。

もともと、手当の額は、出動区分(火災、風水害、警戒、訓練等)や支給単位(出動1回あたり、〇時間あたりなど)が市町村等によって異なることから、年額で〇円や一定時間以上で〇円等の定め方をしている場合は「☆」、火災出動に関する手当の額について定めがない場合は「-」と記載。

※3:詳しくは、各市町村等のホームページ等を参照。